

# 災害情報収集システム利用等契約

## 入 札 仕 様 書

2024年（令和6年）4月17日

福山市総務局総務部危機管理防災課

## 1 目的

福山市（以下「本市」という。）が、災害による被害情報や浸水状況を迅速に収集し、早期避難や救助が必要なエリアを特定した災害対応を行うことを目的に、ソーシャルネットワークワーキングサービス及びインターネット上の画像・動画等共有サービス（以下「SNS等」）から、ユーザが投稿した防災に関する情報を抽出し、気象警戒情報などの公式情報と合わせてウェブブラウザで表示できるとともに、浸水や冠水が発生した際、当該エリアのSNS情報と地形情報を掛け合わせて解析し、推定した浸水範囲と浸水深の情報（以下「浸水推定図」という。）を地図上にリアルタイムで表示できるシステムを導入するものである。

## 2 概要

### (1) 内容

本市が、災害による被害情報や浸水状況を迅速に収集し、早期避難や救助が必要なエリアを特定した災害対応を行うことを目的に、SNS等から、ユーザが投稿した防災に関する情報を抽出し、かつ、気象警戒情報などの公式情報をウェブブラウザで表示できるとともに、浸水推定図を地図上にリアルタイムで表示できるシステムを導入するものである。

なお、本業務内容の詳細要件は「入札仕様書」等の別紙資料を参照すること。

### (2) 調達の範囲

- ア 災害時に被害情報等の収集が可能なサービスの提供
- イ 操作研修会等のサポートの実施

### (3) 契約期間

契約日から2025年（令和7年）3月31日まで

### (4) 納期限

2024年（令和6年）5月13日

### (5) 履行場所

福山市役所本庁舎（福山市東桜町3番5号）

## 3 仕様

### (1) アカウント数量

本システムの利用に必要なアカウントID及びパスワードを5アカウント分（パソコン用1アカウント、タブレット端末用4アカウント）用意すること。

### (2) 基本事項

- ア SNS等の情報をリアルタイムに収集し、提供できること。
- イ SNS等の情報から人工知能等を用いて必要とする情報の自動収集、解析等が行えること。

ウ 本システムは、ウェブブラウザにより利用できるものとし、Google Chrome 又は Microsoft Edge に対応していること。

(3) SNS等の範囲

ア X、Instagram、Facebook、TikTok、YouTube を含む5つ以上のSNS等に対応していること。

イ X及びInstagramに関しては、ビジネス利用可能なAPI契約を有していること。

(4) 言語

ア 表示言語は日本語とし、日本語の操作マニュアルを添付すること。

イ 日本語以外の言語による投稿については、内容を日本語に翻訳された状態で提供できること。

(5) 検索

ア 2年以上前の過去に遡り、検索できること。

イ 本システム内に収集された全ての情報をフリーワードや投稿期間等を指定して検索できること。

ウ 上記イの検索は、それぞれのSNS等ごとに検索できること。

(6) 分類及び表示

ア 本システム内に収集された複数のSNS等の情報を同時に分類及び表示できること。また、これらの情報をそれぞれのSNS等で絞り込みができること。

イ SNS等に投稿された災害、事件、事故等に関連する情報について、抽出及び表示できること。

ウ 同一事案と思われる複数の投稿を配信順に一覧表示できること。

エ 本システム内に収集された全ての情報について、どこで、どのような事案が発生したか、ひと目で分かるように自動でタイトル情報を付与して表示できること。

オ 本システム内に収集された全ての情報について、発生場所及び発生案件を表示すると同時に音声で読み上げる機能があること。

カ 画像解析又は文章解析等により、誤情報及び発生事案等に関係のない情報を自動で判別しフィルタリングできること。

キ 本システム内に収集された情報の中で、デマ・フェイクの可能性のある情報については、当該情報をデマ・フェイクと判別できるように抽出及び表示ができること。

ク 表示された投稿について、発生場所及び日時に誤りがあった場合、正しい発生場所及び日時に訂正し、訂正された内容をタイトル情報の形で表示できること。

ケ あらかじめ施設名を登録することにより、その施設付近で発生した事案が表示できること。

コ 指定した任意の日時で、当時の投稿を再度同じ時間経過で表示できる機能を有すること。

サ SNS等以外の外部連携情報については、原則として当該情報を提供する外部サ

イトにページ移動することなく、本システムの画面内で表示すること。必要に応じて外部サイトにページ移動する場合は、画面上必ず使用者の承認を得ること。

ス 国土交通省が提供するハザードマップの情報を本システム上に重ねて表示できること。

セ 国土交通省が提供するハザードマップに表示のない内水氾濫発生時には、その浸水範囲を SNS 等の投稿から推定して本システム上の地図に表示できること。

国土交通省発表の「重なるハザードマップ」における浸水想定区域の表示の有無にかかわらず、浸水推定図を地図上にリアルタイムで表示できること。

浸水推定図は、河川敷氾濫による洪水のみならず内水氾濫にも対応していること。

浸水推定図は、気象庁または防災科学技術研究所等の大雨警報（浸水害）の危険度分布によるものではなく、かつ、国土交通省発表もしくは地方自治体発表のハザードマップや過去の浸水実績図によるものではない独自の解析結果であること。

#### (7) 位置情報

ア 国内・海外を問わず、SNS 等の投稿内容から、投稿された情報の位置情報を表示できること。

また、SNS 等の投稿内容に位置情報が含まれない場合は、その投稿内容を解析することにより、位置情報が特定することができること。

イ SNS 等の投稿内容及び解析により特定した位置を示した地図情報を A 4 用紙 1 枚にまとめて印字及び出力できること

#### (8) システム要件

ア インターネットクラウド型（SaaS/ASP 型）のシステムであること。

イ ウイルス対策を含む情報セキュリティに配慮したデータセンター等において運用すること。

ウ システムの利用可能時間は原則 24 時間体制とすること。メンテナンス等やむを得ず停止する場合は、事前に発注者に連絡すること。その際、システムの利用に支障がないよう代替手段等を提示すること。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りでない。

エ システムの管理画面は、発注者が業務で使用する端末で利用できること。利用環境は、次のとおり。

##### (ア) OS

- ・Microsoft Windows10 Pro
- ・Microsoft Windows11
- ・Android OS

##### (イ) ブラウザ

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome

- オ 本システムの稼働に必要となるシステムリソースのすべてについて常に監視を行い、障害発生や機能低下などをいち早く感知し、迅速に対応すること。
- カ 障害の検知から24時間以内に復旧回復すること。
- キ バックアップを取得し、障害発生時に確実かつ速やかにデータの復旧を行えるよう準備すること。また、バックアップ取得時に本システムの機能に影響が出ないようにすること。
- (9) セキュリティ要件
- ア 個人情報保護法への対応を含め、格納されるデータの適切な保護、管理について十分な情報提供がされていること。
- イ 最新の情報をもとにセキュリティ対策を行うこと。
- ウ OS (Windows、及びAndroid) 及びブラウザ (Microsoft Edge 及び Google Chrome) のサポートされているバージョンに対応していること。
- エ 本システムの情報セキュリティ基準に以下のいずれかの資格を有していること。  
なお、資格の認証範囲は、サービス (アプリケーション) 及びインフラとする。
- ・ ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証
  - ・ ISO/IEC27018 又はそれに基づく認証
  - ・ ISO/IEC27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
  - ・ SOC2 Type2
- オ SSL 等による暗号化技術を利用するなど、不正アクセスを防止するための対策を講じること。
- カ サーバなどの環境設備は日本国内に設置すること。又は日本と同等の管理をしている国に設置してあること。
- キ システムにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合は、最新のセキュリティパッチが適用されること。
- (10) 操作研修会等のサポート要件
- ア 操作研修会の実施  
本市職員を対象とした操作研修会を実施すること。
- イ 問合せ窓口の設置  
使用方法などの一般的な問合せ対応について、電話・メール等により行うこと。  
受付は、開庁日の9時～17時とする。
- エ その他
- (ア) 本システム導入後に定期的な運用支援があり、国内での支援実績があること。
  - (イ) 十分な日本語、技術レベルを有するサポートが受けられること。
  - (ウ) 日本語でのチュートリアル文書、動画等が充実していること。

#### 4 その他

- (1) 受注者は、業務の遂行上、直接又は間接に知り得た全ての情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (2) 調達契約に係る支払請求は、地方自治法施行令第百六十条の二に基づき、債務が確定したとき以降、かつ、支払請求書の到達後に支払うものとする。
- (3) その他、本業務において、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、本市と協議の上、決定するものとする。
- (4) 調達の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報保護の重要性を十分認識し、個人の権利、利権を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。